

家事審判申立書

事件名 (成年後見監督人の辞任許可)

2022 (令和4) 年2月16日

申立人

京都家庭裁判所 御中

基本事件番号 京都家裁平成21年(家)第 [] 号

京都家裁平成22年(家)第 [] 号

京都家裁平成26年(家)第 [] 号

住所 〒 []

TEL []

FAX []

申立人

本籍 []

住所 〒 []

成年被後見人

(生年月日 昭和6年 [] 生)

第1 申立ての趣旨

申立人が成年被後見人■■■■の成年後見監督人を辞任することを許可する審判を求める。

第2 申立ての理由

1 平成22年10月18日、成年被後見人について、京都家庭裁判所により、申立人を成年後見監督人として選任する審判がなされ、以後、申立人は、成年被後見人の成年後見監督人として、その職務を行ってきた。

2 申立人が、成年被後見人の成年後見監督人に選任された理由の一つは、成年被後見人の夫である故■■■■の相続が発生し、成年後見人の一人である■■■■が共同相続人の一人であり、成年被後見人と利益が相反し、成年後見監督人を選任して成年被後見人を代表する必要があったためであった。

この点につき、平成23年11月14日付で遺産分割協議が成立し、成年被後見人と成年後見人■■■■との利益が相反する状況はすでに解消されている。

3 申立人は、成年後見監督人として、成年後見人の後見事務の監督を行ってきたが、成年後見人において後見事務は適正に行われており、任務懈怠や不行跡などは一切認められなかった。

令和3年8月の後見監督報告時より、成年被後見人の財産管理事務について、成年後見人■■■■から、成年後見人■■■■に財産管理事務が引き継がれたが、引き継ぎ事務についても問題はなく、従前と同様、成年後見人において後見事務は適正に行われ、任務懈怠や不行跡などは一切認められない。

成年被後見人が所有している不動産について処分する予定はないため、成年後見監督人による同意が必要な状況ではなく、また、重要な財産に関する得喪も予定されていない。

4 上述のとおり、当初、成年後見監督人が選任された理由の一つであるところの成年後見人との利益相反はすでに解消しており、この間の成年後見人による成年

後見事務の状況からすれば、今後も適切な後見事務を遂行することが予想され、成年被後見人の財産維持・利益の観点からしても、申立人が成年後見監督人を辞任することには正当な理由がある。

5 よって、申立ての趣旨記載のと通りの審判を求める。

以上